

令和7年度第5回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年8月8日（金） 午後1時30分から午後2時45分
 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）5階 大会議室

3. 出席委員 (17名)

会 長	8 番	濱 田 香	会長職務代理者	6 番	田 渕 緑
委 員	1 番	福 田 淳一郎	委 員	1 1 番	河 毛 早 苗
〃	2 番	中 村 精	〃	1 2 番	長 束 真 帆
〃	4 番	砂 川 重 雄	〃	1 3 番	藏 内 敏 博
〃	5 番	建 部 憲 二	〃	1 4 番	石 谷 隆
〃	7 番	小 林 照 美	〃	1 5 番	柳 田 和 廣
〃	9 番	小 林 光 徳	〃	1 6 番	竹 森 潔
〃	1 0 番	下 田 義 男	〃	1 7 番	福 安 修
			〃	1 9 番	川 上 信 温

4. 欠席委員 (1名)

委 員 3 番 山 田 準 二

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：16名)

旧 市	太 田 忍	福部町	谷 口 泰 彦
邑 美	有 本 知 勝	河原町	大 谷 太 志
〃	竹 内 七 郎	用瀬町	西 村 勝
せんだい	猪 口 洋 司	気高町	浜 辺 信 康
〃	有 田 裕	〃	山 下 泰 之 夫
〃	森 本 寿 夫	鹿野町	橋 本 和 夫
高 草	内 田 洋之助	〃	谷 口 和 人
湖 東	村 上 文 夫	青谷町	大 石 剛 史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

- 議案第 2 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 2 3 号 非農地証明について
 議案第 2 4 号 鳥取市農用地利用集積等促進計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
 (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 川口局長 太田局長補佐 堀係長 福田主任 小出主事

8. 会議内容

開会：午後１時３０分	
川 口 局 長	ただ今から、令和７年度第５回鳥取市農業委員会総会を開会します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
川 口 局 長	まず、定足数の確認ですが、３番の山田委員より欠席の連絡があり、委員１８名中 １７名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本会 は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第４条第１項の規定に基づき、会長 に議長として進行をお願いします。
議 長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号１１番 河毛委員、１２番 長束委員にお願い します。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第２１号「農地法第３条の規定による許可申請に ついて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号２６番から３３番の８件でございます。 整理番号２６番は、上味野で売買による所有権移転です。 整理番号２７番は、鹿野町寺内で売買による所有権移転です。 整理番号２８番は、気高町下坂本で贈与による所有権移転です。 整理番号２９番は、香取で贈与による所有権移転です。 整理番号３０番は、用瀬町鷹狩で売買による所有権移転です。 整理番号３１番は、国安で贈与による所有権移転です。 整理番号３２番は、倭文で贈与による所有権移転です。 整理番号３３番は、賀露町西一丁目で売買による所有権移転です。 すべての申請が、農地法第３条第２項各号の許可をすることができない事項に該当 していないため、許可要件を満たしています。
議 長	それでは、整理番号２６番を審議します。担当推進委員、森本委員の報告をお願い します。
森 本 委 員	７月２９日に建部農業委員、事務局２名と私で現地確認を行いました。申請地は、 雑草が生えていましたが、耕作可能であり、チェックリストも問題ありません。
議 長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員	森本推進委員の説明のとおりです。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号２６番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませ んか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号２７番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いしま す。

谷口(和)委員		7月31日に砂川農業委員、橋本推進委員、事務局2人、譲渡人、譲受人と私で現地確認を行いました。6月と関連する内容であり、譲受人は、野菜づくりをされており、その講師もされていますし、以前は譲渡人と一緒に農業をされており適任者であり、問題ありません。
議 長		引き続き、担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		谷口(和)推進委員の報告されたとおりです。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号27番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号28番を審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員		8月5日に柳田農業委員、事務局2人、譲渡人の代理人と私で現地確認を行いました。申請地は、瑞穂宝木ICから約1kmのところにあり、譲渡人の実家に隣接した土地で、実家を購入した譲受人に贈与するものです。譲受人は自営業ではありますが、レモンやブルーベリー、自家用野菜、花きを栽培される予定です。現地には柿の木がありますが、管理はされております。集落内に親戚がおり、その方に指導を受けるとのことです。耕運機を譲渡人から譲り受けるようですが、親戚からも借りることはできと思います。地域の農業に支障も問題ないと思われます。
議 長		引き続き、担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳田委員		山下(泰)推進委員の報告されたとおりですが、追加させていただきますと、譲受人は、自営業の事務所を探されており、家を購入された際に申請地もということで、無償譲渡になったようです。報告のとおり、レモンやブルーベリーを栽培されるようなので、将来的に農業経営を拡大する気を確認しましたが、ないようです。家の隣に納屋があり、一緒に贈与される耕運機、草刈機がありました。以上の観点から全く問題ないと思います。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号28番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番29番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。
有本委員		8月4日に下田農業委員、事務局、譲受人と私で現地確認を行いました。以前は果樹園でしたが、今は柿畑と自家用畑となっています。申請人はおじと甥の関係で問題ありません。草刈りもされて綺麗にされて問題ございません。

議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		有本推進委員の報告されたとおりで、草刈り等も定期的に行われており、何ら問題ないと判断します。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 29 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 30 番を審議します。担当推進委員、西村委員の報告をお願いします。
西 村 委 員		7 月 31 日に小林(照)農業委員、池本推進委員、事務局、譲受人の家族と私で現地確認を行いました。申請地は葛をはじめとする雑草が繁っており再生するのかと思いましたが、譲受人の自宅裏であり再生して、自家用畑として利用すると力強く言うておられており、なんら問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、小林(照)委員の報告をお願いします。
小林(照)委員		西村推進委員の報告されたとおりですが、自宅裏で家庭菜園として使用したいということです。現在は休耕地ですが、一年かけて再生して、野菜づくりをする予定ですし、耕運機も 1 台所有しており、管理できると判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 30 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号 31 番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹 内 委 員		7 月 30 日に下田農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請地の内、3,000 m ² は稲作をされておりました。残りの約 1,300 m ² は、草が生えておりましたが、草刈りすれば耕作可能と判断しました。譲受人は、現在の 575 a から 617 a となりますが、農業用機械も所有しておりますので、申請地を適切に耕作できると考えております。
議	長	引き続き、担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下 田 委 員		竹内推進委員の説明のとおりで、一部、耕作されていない土地がありますが、今後適切に農地として復元していただくということで許可相当と認めたいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号 31 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号３２番を審議します。担当推進委員、有田委員の報告をお願いします。
有 田 委 員		７月２９日に建部農業委員、事務局２名と私で現地確認を行いました。譲受人は、譲渡人の親戚関係の親子に贈与するものです。■■■は、耕うんされており、■■■は、稲作がされ中干しが終わったようでした。譲受人の自宅から５分程度、申請地以外も農地も所有されています。農業機械は自治会で共同購入したトラクター、田植え機、コンバインなどがあり、それを使って耕作されます。周辺にも影響を与えることはないと考えます。
議	長	引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		有田推進委員が説明しましたが、■■■は、現況が畑となっており、私が管理しています。また、■■■も私が管理しておりますが、承認されたら、来年の耕作から譲受人にお任せしようと思っています。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号３２番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号３３番を審議します。担当推進委員、村上委員の報告をお願いします。
村 上 委 員		川上農業委員、事務局、譲渡人の代理人、譲受人とその家族と私で現地確認を行いました。水管工事が令和７年度に完全に終わりますので、湖東大浜土地改良区に確認を取りますと、少なくとも８年間は地目変更をしてはならないと言われました。この地域は灌水も十分に農業は可能であり、ご家族の方が積極的で、はっきりと農業を行うと言ってくれました。草刈り機と耕うん機しかありませんが、更新したい考えがあるようです。野菜を中心に栽培していくとのことですし、近くの知り合いに教わる予定になっています。
議	長	引き続き、担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員		村上委員の報告のとおりで、耕作に意欲は持っておられますし、国の補助の関係もあり、転用はできないことを認識してもらいましたので、うまくいくと思っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号３３番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第２１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第２２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題と

		します。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号7番から10番の4件でございます。 整理番号7番、申請地は下砂見、転用目的は蓄電池設備設置、農地区分は小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。 整理番号8番、申請地は北村、転用目的は資材置場、農地区分は住宅等が連たんする区域に近接する区域内に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。 整理番号9番、申請地は叶、転用目的は住宅建築、農地区分は管理設道路沿道の区域に該当するので第3種農地と判断し、原則許可です。 整理番号10番、申請地は福部町湯山、転用目的は資材置場と駐車場、農地区分は農小集団の生産力の低い農地に該当するので第2種農地と判断し、許可根拠は代替地なしです。
議長		整理番号7番を審議します。担当推進委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		7月29日に建部農業委員、事務局2名と私で現地確認を行いました。蓄電池設備設置ということで、隣接地の同意書も取っており、問題ないと思われます。
議長		引き続き、担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建部委員		猪口推進委員の報告のとおりで、よろしくお願いいたします。
議長		質疑・意見はございませんか。
竹森委員		譲受人は、在留資格ですか。それとも特定永住資格者ですか。日本国籍ですか。
事務局		法人として購入されるものでありますので、確認していませんが、法務局に登録されている会社です。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に入ります。 整理番号7番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号8番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内田委員		8月5日に中村農業委員、事務局、私で現地確認を行いました。申請地は、JAのカントリーエレベーターの近くで、平成18年から21年までの間、高速道路の建設事務所が建っておりました。その後、工事関係者の宿舎になっていました。現在は取り壊されて、更地になっています。東と北側は重機の修理工場、西隣は認定農家が耕作をされております。この度、賃貸借契約により資材置場にされます。賃借人は、市道まで嵩上げしてアスファルト舗装を行うとともに、用排水路を整備して隣の圃場に迷惑をかけないということです。水路は地元が管理されており、地元自治会も整備をして迷惑をかけなければよいということでした。
議長		引き続き、担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村委員		内田推進委員の報告のとおりで、賃貸借期間が長期に渡っているため、用排水路の整備管理に注意していただくように思っております。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号８番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号９番を審議します。担当推進委員、太田委員の報告をお願いします。
太 田 委 員		７月３１日に藏内農業委員、事務局、譲受人の家族と私で現地確認を行いました。 譲受人は譲渡人の孫になります。いつまでも借家住まいではということで住宅を建築されるようです。北側は市街化区域。西側は用水路を挟んで宅地。残りの二方向は耕作されていない農地で、同意も得ておられており、問題ないと思います。
議	長	引き続き、担当農業委員、藏内委員の報告をお願いします。
藏 内 委 員		太田推進委員の報告のとおりで、美保南地区公民館の道路を隔てた斜め向かいの場所で、周りにも耕作をしている農地はありませんでした。現地確認の結果、住宅として農地転用しても周辺農地の営農に支障はきたさず、許可することに問題はないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号９番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号１０番を審議します。担当推進委員、谷口(泰)委員の報告をお願いします。
谷 口 (泰) 委 員		８月４日に濱田会長、事務局、申請人の代理人と私で現地確認を行いました。譲受人は、近くで土木工事、建設造園業をされており、２年ぐらい前から飲食店も経営され、多角的に事業を展開しています。農免道路沿いで、長年放置されており、大きな雑木があるような土地でした。申請地の隣に譲受人の駐車場がありますが、飲食店へのお客さんが多く、駐車場が不足しており、駐車場を拡大したいということです。チェックシートに照らし合わせても問題ないと思います。
議	長	担当農業委員は、私ですので報告します。
濱 田 会 長		問題ないと思っております。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号１０番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。

		以上で議案第２２号「農地法第５条の規定による許可申請について」を終わります。 引き続き議案第２３号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号５２番から５８番の７件となります。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議長		整理番号５２番を審議します。担当推進委員、内田委員の報告をお願いします。
内田委員		８月５日に中村農業委員、事務局と私で現地確認を行いました。申請人は、集落を出られており、家も空き家になっております。田んぼは親戚の方が耕作をされているようです。申請地は昭和４５年頃に作業倉庫を建てられて、乾燥機なども置いてあったようですが、処分されております。両サイドにも同じように倉庫があるのですが、現在は使われておらず、荒れた状態であり、問題ありません。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号５２番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号５３番を審議します。担当推進委員、山下(泰)委員の報告をお願いします。
山下(泰)委員		現地確認は、３条申請と同じ人で行いました。３条申請の東側で南北に用水路が通っておりますが、耕作放棄地となってセイタカアワダチソウや一部樹木が生えており、農地への復旧は困難と思われます。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号５３番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号５４番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		７月２９日に竹森農業委員、事務局２名、私で現地確認を行いました。現地は、西側に道路、北と南は宅地、東側は急斜面の山になっております。２０年以上前から住宅が建っていたようですが、今は更地となって何もありませんが、庭の方に大きな木が立っていました。２０年以上経過した人為的潰廃地に相当すると思います。
議長	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号５４番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号５５番を審議します。担当推進委員、橋本委員の報告をお願いします。
橋 本 委 員	７月３１日に砂川農業委員、事務局２名、私で現地確認を行いました。■■■は、雑木が生えている状態です。■■■は、用水路は無く、農地として利用できない土地であり、周囲は土手や駐車場と耕作放棄地でした。自然潰廃した土地で、農地への復旧は困難な土地ということです。
議 長	質疑・意見はございませんか。
竹 森 委 員	一般的に２０年以上となっているが、１０年以上というのは。
事 務 局	一般的に２０年以上と言われているのが、非農地証明基準の④の人為的潰廃地であります。人為的なものに目安を設けております。耕作放棄されている分については、特に決まっておりません。今回の申請は、１０年以上と書いておりますが、正確にはいつから耕作していないかわからず、前の所有者が亡くなったのが十数年前だったので、そのように申請書に記載されており、事務局としては、相当な年数が経過しており、許可相当と判断したものです。
竹 森 委 員	１０年でも申請できるのか、２０年じゃないといけないのか、事務局がはっきりしないと混乱する。
事 務 局	人為的潰廃につきましては、非農地になって２０年が経過しているということが設定してあります。自然潰廃については、いつの時点で非農地になったかの基準はありません。
竹 森 委 員	農林水産省も非農地については指導しているが、年数は書いていないが、県の指導としては、２０年という期間を設けている。２０年経たないと申請できないと思っており、１０年でもできるとなるとちゃんと周知しないと混乱する。
福 安 委 員	申請があった時点で、２０年という縛りがありますので、申請者に確認をとっていただくのと、現地確認をされた方々が、雑木等が生えて原野化していると現地確認をされているのですから、それを踏まえてした方がよいと思います。
事 務 局	申請段階で、２０年以上経過してものであれば、申請書にも記載してもらうようにしています。今回の場所は、何年経過しているがわからないが人為的潰廃でなく自然潰廃なので、この記載で受理しました。
竹 森 委 員	目安は２０年以上と言っているのです、２０年以上で判断すると思う。
議 長	県の概ね２０年以上という言葉が、先行していて、人為的潰廃か自然潰廃かをあまりこだわらずに２０年を意識されていたと思われます。今回、事務局の説明のとおり、申請があった場合は、人為的潰廃なのか自然潰廃なのかを判断されて、自然潰廃だと２０年経っていないなくても、再生困難な農地なんかを確認して受理しているということです。
竹 森 委 員	非農地証明は、２０年以上という感覚でいたので、判断基準が曖昧だと８年ぐらいでも大丈夫だろうと申請されることもあるだろうから、心配しているだけ。
柳 田 委 員	農地パトロールをする際に、木が生えて再生困難な農地の場合は非農地することができるようになっているので、年数は無いので、再生困難な農地の場合は非農地で問題ないと思います。

議 長	柳田委員のおっしゃるとおりですよ。
事 務 局	そのとおりです。竹森委員が心配されているように、優良農地で意図的に耕作せずに非農地にしても良いかという意味だと思います。何年という縛りはないのですが、その農地は復元させて農地として活用させる必要あるか、非農地にして周り農地に影響がないかを総合的に判断して申請書を受理しますし、現地確認してもらい、非農地にしたら周りの農地に迷惑をかけるようなものはやめさせようとなります。
竹 森 委 員	農業委員、推進委員、事務局が迷わないようにしてもらえたらよい。
建 部 委 員	今回は20年未満だが、原野化しており農地には復元できないので、非農地証明申請され、事務局で受理され、現地確認でも問題ないと判断されているなら問題ないと思います。
議 長	事務局と相談しながら、現地も見ながら進めていきたいと思います。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号55番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号56番を審議します。担当推進委員、大谷委員の報告をお願いします。
大 谷 委 員	7月29日に田淵農業委員、事務局、申請人の家族と私で現地確認を行いました。申請地を作業道がわかるように走っており、農地には雑木等が生えており、農地への復旧が困難な土地だということ確認しました。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号56番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号57番と58番を一括して審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜 辺 委 員	この一帯は、これまでも度々申請がありましたけど、20年以上前から耕作されておらず、復旧困難な土地になっております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号57番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号58番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 以上で議案第23号「非農地証明について」を終了します。 引き続き、議案第24号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鳥取市が作成した農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田が59,513㎡、畑が18,747.3㎡の合計78,260.3㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権35件、使用貸借による権利17件の合計52件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第2項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第24号「鳥取市農用地利用集積等促進計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。 報告事項 (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和7年度 第5回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。 閉会 午後2時45分